

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (自動)	概要要求額 (単位:千円)	その他	管理 提案 番号 事項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係省庁
2010010	内閣府	遊休空間の地域再生を目的とした有効活用の際の固定資産税の減免にかかる特例措置	地方税法	地方税法では、固定資産税は、固定資産の所有者に対して市町村が課す市町村税であり、3年毎に行われる固定資産の評価を踏まえ市町村が課税することとされている。	C	内閣府では、「市民公益税制PT中間報告書(平成22年4月8日)」で示された方向性に基づいて、平成23年度税制改正要望を行う予定であり、御要望については、今回は見送る予定。 なお、特定非営利活動法人に係る税制の改正については、今後、税制調査会等で広く議論されていくものと考えられる。	-	-	-	1 0 2 5 0 1 0	遊休空間を地域再生のために活動するNPO法人に低額又は無償で貸し、当該空間にかかる固定資産税を減免する特例措置を国が創設する。又は、市が独自に減免した際に減免分を補助する。	遊休空間の有効活用を促進し、地域再生を目指す。 具体的には、遊休空間の所有者が、当該空間を、地域再生を目的とする「新しい公共」の担い手となるNPO法人の利用のために開放した場合、当該空間の固定資産税を減免する特例措置の新設、又は市が減免した際に、減免分を補償をすることにより、遊休空間の有効活用が促進され、地域の活性化、再生につながる。  提案理由: 八王子市の商業地域は、かつては賑わいを見せていたが、現在は、郊外型大型商業施設の進出などにより衰退し、いわゆる「シャッター街」の様相を呈している。しかし、このような遊休空間の所有者の多くは既に資産を確保しているため、当該空間の活用には進んでおらず。また、新たな活用方法も見出せていない。そこで、所有者が、当該空間を、NPO法人等に譲渡し無償で貸与する場合は、「利供与」により、また、地域再生を推進目的とするNPO法人の多くは、資金や借入の確保に苦しんでいるのが現状である。そこで、本措置により、遊休空間の有効活用が促進され、また、地域再生を目的とした運営を行うNPO法人の利用により、かつての賑わいを取り戻し、地域再生を図ることができる。	地方税法	東京都	株式会社エイビット 特定非営利活動法人エスビーオー・フュージョン	内閣府	
2010020	内閣府	建物の所有者からの低額ないし無償貸借に伴う非課税または補償措置	法人税法	法人税法では、法人が他者に対して、無償又は低い価額で固定資産を貸与する場合、「その「無償又は低い価額」と「本来の相場」との差額は寄附金とみなされる。 本来、法人税は税金一填金の額が課税標準となるが、寄附金は一定の範囲以上は除金に算入されず、この算入にならなかった部分は課税標準額を減額し得ない。	C	内閣府では、「市民公益税制PT中間報告書(平成22年4月8日)」で示された方向性に基づいて、平成23年度税制改正要望を行う予定であり、御要望については、今回は見送る予定。 なお、特定非営利活動法人に係る税制の改正については、今後、税制調査会等で広く議論されていくものと考えられる。	-	-	-	1 0 2 5 0 2 0	建物の所有者からの低額ないし無償貸借に伴う非課税または補償措置	遊休空間を有効活用を促進し、地域再生を目指す。 具体的には、遊休空間の所有者が、当該空間を、地域再生を目的とする「新しい公共」の担い手となるNPO法人に低額ないし無償貸与する際に、NPO法人に対する利供与による課税をなすこと、遊休空間の有効活用が促進され、地域の活性化、再生につながる。  提案理由: 八王子市の商業地域は、かつては賑わいを見せていたが、現在は、郊外型大型商業施設の進出などにより衰退し、いわゆる「シャッター街」の様相を呈している。しかし、このような遊休空間の所有者の多くは既に資産を確保しているため、当該空間の活用には進んでおらず。また、新たな活用方法も見出せていない。そこで、所有者が、当該空間を、NPO法人等に譲渡し無償で貸与する場合は、「利供与」により、また、地域再生を推進目的とするNPO法人の多くは、資金や借入の確保に苦しんでいるのが現状である。そこで、本措置により、遊休空間の有効活用が促進され、また、地域再生を目的とした運営を行うNPO法人の利用により、かつての賑わいを取り戻し、地域再生を図ることができる。	法人税法 所得税法	東京都	株式会社エイビット 特定非営利活動法人エスビーオー・フュージョン	内閣府	
2010030	内閣府	BOT方式により取得される公立中等等の施設に対する、不動産取得税取扱いのBOT方式とのイコールファイティング	地方税法第6条、第73条の2、第73条の3、附則第11条の10等	国や地方公共団体が実施するサービス購入型・BOT方式でかつ民間と統合しない施設のPFI事業について、固定資産税、都市計画税、不動産取得税を非課税とするよう要望したものの、税制調査会における議論を経て、「課税標準を2分の1に減免する特例措置を5年間延長した上で廃止する」と閣議決定されたところであり、改めて来年度税制改正の要望とするのは困難と考えられる。	C	平成22年度税制改正において、サービス購入型・BOT方式でかつ民間と統合しない施設のPFI事業について、固定資産税、都市計画税、不動産取得税を非課税とするよう要望したものの、税制調査会における議論を経て、「課税標準を2分の1に減免する特例措置を5年間延長した上で廃止する」と閣議決定されたところであり、改めて来年度税制改正の要望とするのは困難と考えられる。	-	-	-	1 0 3 1 0 1 0 0	BOT方式により取得される公立中等等の施設に対する、不動産取得税取扱いのBOT方式とのイコールファイティング	現在、まんのう町ではPFI事業で中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業をおこなっている。国内で主流のBOT方式ではなく、BOT方式をとり、施設を建設しようと考えているが、業による不動産取得税の取り扱いは問題に直面している。同じPFI事業で同じ用途の不動産取得でも、BOT方式によるものは非課税になり、BOT方式のものは1/2課税となる。この取り扱いは異なる公共財源に於いて、不平等な取り扱いだと考える。PFI事業は、公益を行っている行政へ、民間活力を活用する事業である。納税者負担をしないままに公益施設を建設するの課税は、特に当該町内の公立学校をとりしめした公益施設にはなじまないのではないかと、また、当該事業において、課税を行うことは、結局、町税から県税に税金を振り替える操作にならない。こうした、取り扱いの不整合を是正していただきたい。また、取り扱いを単純に要するものであれば、当該事業に限らず、都道府県が、課税分(地方税法附則第十一條10号)適用後の課税額を減免しやってくれるように、当該都道府県に対し補助金ないし地方交付税上の措置で一定の補償がなされるよう予算化および制度化を願いたい。BOT方式およびBOT方式に対する不動産取得税の取り扱いを均一化することは、PFIにおけるBOT方式適用をBOT方式と同じレベルまで進捗させることにつながる。効率がいわゆる役所仕事率の効率化をより促進することが可能となる。こうした税金の無駄な要件の抑制、そして、より効率的な行政運営を可能にすることが、地域活性化につながっていくと考える。	地方税法第6条、第73条の2、第73条の3、附則第11条の10等	香川県	まんのう町	文部科学省 内閣府	
2010040	内閣府	国際学校の整備について	地域再生法	地域再生法において、平成20年度の日本政策投資銀行の民営化に伴い、「日本政策投資銀行の低利融資等」に代わり、平成20年10月に「地域再生支援利子補給金」が地域再生計画の唯一の金融支援措置として創設された。	D	国際学校の整備が、地方公共団体により決定される地域再生計画に位置付けられ、地域における雇用機会の創出に資する等、一定の要件を満たす場合には、「地域再生支援利子補給金」の対象となります。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	121,624	-	1 0 5 7 0 7 0	国際学校の整備について	成長戦略拠点における国際的なまちづくりのインフラ整備として国際学校にかかる整備に対する金融支援(無利子・低利貸付)を実施する。  提案理由: 大阪の成長を牽引する成長戦略拠点において、国際的な人材・企業の集積をはかる取り組みを行っている。これにより在りされる外国人の生活環境を整えることも重要となり、その1つである国際学校は経営基盤が強いことから整備が促進されにくい状況にあることから金融支援が重要となっている。		大阪府	大阪市	文部科学省 経済産業省 内閣府	